



請願を審査・採択し、関係機関へ 意見書を提出しました

議案名

「障害者自立支援法による自立支援医療費助成及び精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求める」意見書採択を求める請願

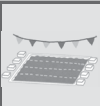
Q どんな請願だったの？

A 等級によっても違いはあるものの、身体・知的・精神の3つの障害を、三障害一体とする国の方針がある中で、精神障害者に対する一部助成制度の充実を求める請願でした。

具体的には、障害者自立支援法による精神科医療費助成の改善と、精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることで、入院や内科・外科などにかかった際の自己負担を3割から1割に軽減するよう求めるものです。

この請願は環境福祉委員会へ付託され、審査の結果、全会一致で「採択すべき」となり、本会議で採択されました。

これに伴い、国や県の関係機関へ意見書を提出しています。



笠岡運動公園のプール空洞調査 予算を削除しました

議案名

平成30年度笠岡市一般会計
補正予算（第5号）

Q どうして削除したの？

A この予算案は、より詳細な審査をするため予算決算委員会へ付託され、さらにその中の総務文教分科会へ審査を委嘱し精査されました。

笠岡運動公園プールに関する予算については、前回の議会だよりでもお伝えしたとおり、6月の議会で50mプールの撤去予算が提案されました。その際、3月に議長が提出した「笠岡運動公園施設事業に対する意見書」において、運動公園の全体像を検討し、事業内容を提示するよう求めたのに対し、市長の6月の「回答書」は、8月の市民アンケート、関係団体からの意見等を入れた「新笠岡運動公園構想」をまとめたものとしたものでした。そのため、早急に公園全体の将来構想を策定することを優先するよう、関係予算を削除していました。

今回の予算案はその「新笠岡運動公園構想」が提出されない中、昨年引き続き今年の夏も安全であるとして吸江社に委託管理し利用していたプールにもかかわらず、プールの継続使用を前提に安全安心を確保するとして計上された調査費用です。

議会としては、笠岡運動公園のプールについては、早急に8月の市民アンケートの結果を報告いただき、笠岡運動公園の全体計画の中で、現在の25mプール・幼児用プールをこのまま継続使用することになった際に、改めて調査費用の予算を要求すべきであると考えます。

このことから「教育費の関係予算を削除し、同額を予備費に付け替えるべきである。」との結論に至り修正案が示され、委員会で採決の結果、賛成多数で修正案を可決し、本会議でも修正可決しました。

